

令和3年9月27日

指名停止措置を行いました

～「贈賄」～

北海道開発局は、有限会社ライフマリンの代表取締役が贈賄罪で起訴されたことから、指名停止8か月の措置を行いました。

(「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2第2号イに該当)

九州地方整備局関門航路事務所発注の業務に関し、有限会社ライフマリンの代表取締役が贈賄罪により起訴されたことから、指名停止措置を行うものです。

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
有限会社ライフマリン	山口県下関市伊崎町1丁目6番2号

2. 指名停止措置期間：令和3年9月27日～令和4年5月26日(8ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

指名停止措置要領別表第2第2号イ

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当局の職員以外の国土交通省職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	4ヵ月以上12ヵ月以内
ロ 一般役員等	2ヵ月以上6ヵ月以内
ハ 使用人	1ヵ月以上3ヵ月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話(代表)011-709-2311

開発監理部 会計課 会計指導官 武田 雅義(内線5703)

開発監理部 会計課 開発事務専門官 山田 晃弘(内線5832)

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>